

平成 29 年 12 月 5 日

各 位

クラシテ株式会社

国土交通省関東地方整備局からの監督処分「指示」受領について

当社は、本年 5 月 8 日に開示いたしました当社元従業員による管理組合資金を不正に取得していた件に関し、本日、所管監督官庁の国土交通省関東地方整備局より監督処分を受けましたので下記のとおり、ご報告申し上げます。

当社は、本処分を真摯に受け止め、今後、速やかに文書をもって、講じた必要な措置を当局に報告する所存です。

お取引をいただいているお客様をはじめ関係の皆様に、あらためて深くお詫び申し上げますとともに、引き続きご指導ご鞭撻賜りますよう、切にお願い申し上げます。

記

1. 処分の内容

指示

2. 処分の理由

当社が管理を受託している複数の管理組合様において、管理組合財産を当社の元従業員が不正に着服し、管理組合様に損害を与えた。

このことは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 81 条第 1 号に該当するものである。

3. 「指示」の概要

- (1) 今回の違反行為の再発を防ぐため、必要な措置を講ずること
- (2) 講じた措置を、速やかに文書をもって報告すること

以 上